

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月26日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県越前市栗田部町6号26番地

氏名 株式会社 関 組
代表取締役 関 剛摩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0778-43-1133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 関 組
事業場の所在地	越前市栗田部町6号26番地
計画期間	令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 (総合工事業)
②事業の規模	53億5,100万円 (前年度実績)
③従業員数	110名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1のとおり

廃棄物分類	一連の処理の工程	委託内容
紙くず	処理業者(再生)へ委託	古紙原料、固形燃料
	処理業者(焼却)へ委託	管理型埋立(最終処分)
木くず	処理業者(再生)へ委託	再生チップ、再生ボード、燃料チップ
繊維くず	処理業者(選別)へ委託	原料として再資源化
		焼却処分
廃プラスチック類	処理業者(再生)へ委託	燃料チップ、固形燃料
	処理業者(埋立)へ委託	安定型埋立(最終処分)
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	処理業者(再生)へ委託	再生路盤材
	処理業者(埋立)へ委託	安定型埋立(最終処分)
がれき類	処理業者(再生)へ委託	再生路盤材
建設汚泥	処理業者(固化)へ委託	管理型埋立(最終処分)
金属くず	処理業者(再生)へ委託	原料として再資源化
燃えがら	処理業者(再生)へ委託	混練造粒(中間処理)
	処理業者(埋立)へ委託	管理型埋立(最終処分)
繊維くず	処理業者(再生)へ委託	原料として再資源化
廃油	処理業者(焼却)へ委託	焼却処分
特定有害産業廃棄物	処理業者(選別)へ委託	選別後、各廃棄物分類ごとに委託。残渣物は管理型埋立(最終処分)
管理型混合廃棄物	処理業者(選別)へ委託	選別後、各廃棄物分類ごとに委託。残渣物は管理型埋立(最終処分)
安定型混合廃棄物	処理業者(選別)へ委託	選別後、各廃棄物分類ごとに委託。残渣物は安定型埋立(最終処分)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 産業廃棄物の処理すべては「建設廃棄物処理委託契約書」に基づき、建設系廃棄物マニフェストを通じて処分会社に委託する。
担当役割 ○作業所長(処理委託業者の選定、委託契約の締結、廃棄物の分別・保管状況の把握・確認、廃棄物処理依頼)
○総務部安全環境課長(処理計画作成、契約書及びマニフェストの交付・管理等、処理状況の確認、処理委託業者・再資源化施設への指導・監視)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	排出量	t	t
	(これまで実施した取組) ○建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルへの取組み。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙-2のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ○引き続き現状の取組みを進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各産業廃棄物の分別を行い、他の廃棄物が混入しないように保管。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底を図るため、関係する作業員等への周知又は教育を実施。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(令和 5年度実績)

産業廃棄物の種類	現 状		計 画	
	排 出 量	これまでに実施した取組	排 出 量	今後実施する予定の取組
紙くず	24.11t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	21.7t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
木くず	170.91t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	153.82t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
金属くず	31.228t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	28.11t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
繊維くず	0.79t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	0.71t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
ガラス・コンクリートくず 及び陶磁器くず	87.35t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	78.62t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
がれき類	8924.57t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	8032.11t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
廃プラスチック類	108.04t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	97.24t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
管理型混合廃棄物	84.36t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	75.92t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
安定型混合廃棄物	1.82t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	1.64t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
建設汚泥	19.92t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	17.93t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
特定有害産業廃棄物	13t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	11.7t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
廃油	0.79t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	0.71t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。
燃えがら	1.46t	建設工事発注者や産廃関連事業所との情報交換や各研修等の参加により、減量化・リサイクルの取組。	1.31t	引き続き現状の取組を進め、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に施設の稼働状況等、現地確認をするよう努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
（これまでに実施した取組） —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） —			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3のとおり		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙-3のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t t
(今後実施する予定の取組) 別紙-3のとおり		
※事務処理欄		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(令和5年度実績)

産業廃棄物の種類	現 状					計 画				
	処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
紙くず	24.11t	0 t	24.11 t	0 t	0 t	21.7 t	0 t	21.7 t	0 t	0 t
木くず	170.91t	0 t	170.91 t	0 t	0 t	153.82 t	0 t	153.82 t	0 t	0 t
金属くず	31.228t	0 t	31.228 t	0 t	0 t	28.11 t	0 t	28.11 t	0 t	0 t
繊維くず	0.79t	0 t	0.79 t	0 t	0 t	0.71 t	0 t	0.71 t	0 t	0 t
ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず	87.35t	0 t	87.35 t	0 t	0 t	78.62 t	0 t	78.62 t	0 t	0 t
がれき類	8924.57t	736.23 t	8188.34 t	0 t	0 t	8032.11 t	809.85 t	7222.26 t	0 t	0 t
廃プラスチック類	108.04t	0.01 t	108.03 t	0 t	0 t	97.24 t	0.5 t	96.74 t	0 t	0 t
管理型ここから混合廃棄物	84.36t	4.03 t	0 t	0 t	0 t	75.92 t	5 t	0 t	0 t	0 t
安定型混合廃棄物	1.82t	0 t	0 t	0 t	0 t	1.64 t	0 t	0 t	0 t	0 t
建設汚泥	19.92t	19.92 t	0 t	0 t	0 t	17.93 t	17.93 t	0 t	0 t	0 t
特定有害産廃	13t	13 t	0 t	0 t	0 t	11.7 t	11.7 t	0 t	0 t	0 t
廃油	0.79t	0 t	0.79 t	0 t	0 t	0.71 t	0 t	0.71 t	0 t	0 t
燃えがら	1.46t	0 t	0 t	0 t	0 t	1.31 t	0 t	0 t	0 t	0 t

(これまでに実施した取組)

出来る限り再生利用(リサイクル)業者を選定するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託。又、がれき類等の一部を優良認定処理業者へ処理委託した。

(今後実施する予定の取組)

上記に加え、出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、処理委託業者について定期的に、施設の稼働状況等の現地確認をするよう努める。又、リサイクル処理の推進を図るため、各処理業者とのリサイクル情報の交換・研修会・協議の場に参加する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。